

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	えびの市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=161207110523

執行機関名 えびの市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年えびの市告示第11号)による障害者・高齢者住宅改造等の助成に関する事務であって規則で定めるもの(障害者(児))
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		えびの市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年えびの市条例第28号)第4条第1項中の表 第4の項 えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年2月16日えびの市告示第11号)による障害者・高齢者住宅改造等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年えびの市告示第11号) 第1条、第2条第1号及び第2号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この告示は、<u>在宅の障害者(児)又は高齢者の居住に適するように改造するために要する費用及び視覚障害者の施術施設整備に要する費用を助成することにより、障害者(児)又は高齢者の自立した生活の維持、促進及び介護の負担の軽減並びに視覚障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。</u> 第2条 障害者・高齢者住宅改造等助成事業(以下「事業」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 障害者住宅改造助成事業 (2) 障害者施術施設整備助成事業</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>えびの市障害者・高齢者住宅改造等助成事業費補助金交付要綱(平成29年えびの市告示第11号)</p>